池田警察署 5 7 2 - 0 1 1 0

みんなでつくろう

特殊詐欺事件の発生状況

平成27年の道内における特殊詐欺の発生状況 は、平成26年に比べ被害総額は減ったものの、認 知件数は増加しています。

これまで主流の現金を振り込ませる手口に加え、 最近では犯人が直接自宅に訪問して現金やキャッ シュカードを取りに来る「手交型」や、宅急便など を利用して犯人が指定した宛先に配達させる「送付 型」という「振り込ませない」手口が増加しています。 ∼手交型の事例~

◆息子を装ったもの

「今から同僚の○○君が取りに行くから、お金 を渡して欲しい」

◆警察を装ったもの

「あなたの個人情報が漏れてキャッシュカード が偽造されているようで○○銀行から現 くので、預けてください|

	平成 27 年	平成 26 年	増減
認知件数	275 件	259 件	+ 16件
被害総額	932.613.521 円	1,253,628,529 円	-321.012.008 円

空き巣にご注意

泥棒の侵入経路で一番多いのは、窓のガラス破り です。

窓の侵入方法で一番多いのは、カギの近くに手が 入るくらいの穴をあけて、カギを開けて侵入するパ ターン。

この方法であっという間に音をたてることなく 開けられてしまうのです。

そこでちょっとした工夫で泥棒に狙われにくい 住まいをつくる防犯対策をご紹介します。

~狙动机在心能震心作切。感动镜~

●窓に防犯フィルムを貼る。

「侵入対策済み」などプレートを貼ることで防 犯対策をしていることをアピールし、狙いの対象 からそらす効果も。

●遮光カーテンにする。

部屋の中が見えないようにしておきましょう。昼間の 誰もいない時間はレースカーテンで対応を。

●振動アラームを取り付ける。

窓ガラスの振動に反応しアラームがなる防犯 グッズです。

泥棒は侵入に時間がかかる家は回避する傾向に あります。まずは狙われない住まい作りを、できる ことから少しずつ始めてみましょう。

駐在だより ~みんなで築こう 安全で安心な大地~

落ち着こう 振り込む前に 相談を

~傷残瘡敷の被害に遭わないために~

- ◎現金は、現金書留以外では送付できません。 「ゆうパック、レターパック、宅配便で送っ て」は詐欺です。
- ◎ATM操作で還付金を受け取ることはありません。 「ATMから携帯で電話して」は詐欺です。
- ◎「必ず儲かる」等のうまい話はありません。 「ロト6等の当選情報がある」は詐欺です。 振り込む前に、送付する前に、手渡す前に、警 察相談電話#9110へ連絡してください。

特殊看事效素制の危めの風されたフツ作戦へのほぞ協力が設置 初めての相手等から不審な電話がかかってきた場 合は、

- ・電話番号、口座番号、現金の送り先などを聞き出す。
- ・電話機の録音機能などで犯人との会話を録音する。 ようお願いします。

そして、すぐに

- ・「110番」「#9110」に電話をする。
- ・最寄りの「警察署」「駐在所」に電話をする。 等の情報提供をお願いします。

少年非行・犯罪被害防止

~者儿のべる 手のぬくもりを どの子にも~

【少年向け】

◎万引きは犯罪!

自ら万引きをすることはもちろん、万引きの見 張りをする、万引きを命令する、盗んだものをも らうことは、自分が万引きをしていなくても犯罪 です。

◎インターネットには危険がいっぱい!

インターネット上には様々なサイトがあり、犯 罪に巻き込まれることがあります。

◎断る勇気!ストップ薬物

薬物に誘われても「絶対手を出さない」という 断る勇気をもちましょう。

【保護者向け】

◎非行防止は家庭から!

親子の会話や家族団らんに心がけ、子どもが家 に安らぐことができる家庭を作りましょう。

◎子供の携帯電話にはフィルタリングの設定を! 有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリ ングを設定しましょう。

下半期分の申請を忘れずに!

平成27年度町外通動者助成金交付事業

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額5千円の豊頃町商品券を支給す る制度です。

助成金交付申請は、下半期(平成27年10月~平成28年3月)分は3月末日までとなって おりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
- ② 雇用証明書(任意様式)
- ③ 町税等納入状況調査承諾書
- ④ 町外通勤者勤務状況証明書
 - ※ ①、③、④は、町企画課備え付けの様式を使用してください。
 - ※ ④は、通勤実績で証明してください。(「通勤見込み」では不可) (特に3月分の通勤実績については、証明日との整合性にご注意ください。)
 - ※ 平成 27 年度上半期申請者の方で勤務先に変更がない場合は、②の提 出は必要ありません。

申請書類の請求先

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係(担当:吉田、滝沢)へ直接または電話で請 求してください。

申請期目

下半期分:平成28年3月末日まで

別為要傳

- ① 本町に居住している方
- ② 昭和59年4月2日~平成9年4月1日生まれの方
- ③ 町外通勤日数が10日以上の月が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと
- ※ 申請要件の通勤月数3か月以上を上半期のみで満たしていない方であっても、下半期 と合算し申請することも可能です。

助成基準目

助成を受けようとする方は3月15日(下半期)に対象要件を満たしていること。

助成金額

月額5千円分の豊頃町商品券を支給します。勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216 http://www.toyokoro.jp/docs/2013030400045/

広報とよころ Mar - 2016